

ある人社系博士課程の制度設計小史

—「社会文化科学研究科」の設置までの経過—

吉田 勇

1 はじめに

二〇〇二（平成十四）年四月に、人文社会科学系の大学院博士課程（後期三年課程）が熊本大学に設置されることになった。名づけて「社会文化科学研究科」という。現在、その発足に向けて最終的な準備が進められているところである。このたび、

熊本法学の一〇〇号記念号に本研究科について執筆するよう求められた。研究科の概要、構成、教育方法等の紹介は研究科案内パンフレット等に譲ることにして、この機会に博士課程の設置認可までの経過をとりまとめることにした。

思うに、博士課程の設置までの経過はつぎのような時期に分

けられる。博士課程の設置に向けた初期の取り組み、「地域社会文化研究科」（後期三年課程）構想、自然科学研究科との総合化の摸索、区分制大学院への先駆的な取り組みとその挫折、修士課程改組後の「社会文化政策研究科」構想、「社会文化科学研究科」（後期三年課程）の設置構想の実現という時期区分である。

本稿は、博士課程設置専門委員会に加わった一委員の証言であるが、できるだけ正確に記録するために、手元の資料によつて確認しながら書くよう心がけたつもりである。^{〔1〕}博士課程の設置に尽力された多くの方々のお顔が思い出されるが、今回は固有名詞を挙げることは最小限にとどめることにした。設置までの大まかな経過を示すことに主眼があるからである。

なお、やむをえない事情により短期間に執筆せざるをえなかつたので、他の専門委員会委員等に目を通していただく時間的余裕がなかつた。そのため私自身の主観的な見方によるゆがみが少くないこと、わたしの閑わり具合から「公共社会政策学専攻」に関する記述に偏つてることをあらかじめお断りしておきたい。

2 博士課程設置への初期の取り組み

大学院問題を検討する委員会が法学部に設置されたのは一九八六年（昭和六二）年一二月、文学部に設置されたのは一九八七年（昭和六三）年四月であつた。これらをそれぞれ発展させて大学院博士課程設置準備委員会が設置されたのは、法学部では一九九一年（平成三）年四月、文学部では同年一二月であつた。

一九九三年（平成五年）年四月に新潟、金沢、岡山の各大学に、人文社会科学系の博士課程（後期三年課程）が設置される予定であることがわかつた。それぞれ「現代社会文化研究科」「社会環境科学研究所」「文化科学研究所」という名称の学際型の博士課程であつた。一九九二年の秋以降には、これら先行大学に設置予定の博士課程構想を学ぶことがもつとも重要な作業になつた。

一九九二年（平成四年）年一二月に、熊本大学大学院人文社会科学研究科（博士課程）設置検討委員会が学長、各部局長、事

務局長からなる全学委員会として発足し、同年同月に、大学院博士課程設置準備委員会文学部・法学部連絡会議（文・法連絡会議）が発足した。

一九九三年（平成五年）九月には、文・法連絡会議のうち、両学部より選出された二名、計六名の教官で構成される「作業委員会（プロジェクト・チーム）」が設置された。先行三大学の研究科はいずれも文学部、法学部、経済学部を母体とした新しい学際型の博士課程であった。熊本大学に経済学部がないのはひとつハンディであるが、それでも人文社会科学系の博士課程を設置するためには、人材養成目標に熊本大学としての明確な特色があつて、しかもその社会的ニーズがある博士課程構想が提示されねばならなかつた。それが決して容易なことではなかつたことはこれから長い経過をみるとよくわかる。

熊本大学にも博士課程設置の可能性があると感じられたのは、千葉大学にも「社会科学研究所」が一九九五年（平成七）年四月に創設される予定であることがその前年にわかつたときである。千葉大学は人文学部と法経学部を母体とした博士課程であった。ほとんど三学部といつてよいほど大きな二学部であつたとはいえ、制度的には二学部のうえに創設された最初の学際型の博士課程であつた。千葉大学が都市研究ならば熊本大学は地域研究で行こうと最初に提唱したのは文学部の桑原完爾教授であった。この提唱に賛成した専門委員会は、熊本・九州・東アジアという「地域」モデルを設定し、「地域社会文化研究

科」の構想づくりに本格的に取り組むことになった。

一九九四（平成六）年九月には、これまでの委員会をさらに発展的に解消させて、人文社会科学系博士課程設置委員会（全体委員会）およびその作業部会ともいるべき専門委員会が新たに組織されることになった。この委員会体制が二〇〇一（平成一三年）の設置審査が終了するまで維持されることになる。

3 「地域社会文化研究科」（後期三年博士課程）構想

（1）初期の構想

熊本大学で最初に作られた人文社会科学系の博士課程の構想は「文化社会研究科」構想であった。岡山大学モデル（比較的人文系中心の構想）を継承した「文化社会」概念には、研究対象でもあり方法・視点でもあるという熊本大学独自の意味が込められていたと言われているが、その独自の意味を理解するのは難しかった。この研究科の名称が、「文化社会」を「地域」という場でとらえることを意図して「地域文化社会研究科」に変更された時期もあったが、しばらくしてさらに「地域社会文化研究科」に変更された。人文社会科学系の総合型・学際型の大学院博士課程を表わす概念としては「社会科学」がすでに一般的に用いられていたからである。

（2）共同研究の実績づくりと社会的需要調査の実施

博士課程を設置するためには、研究実績と修士課程の教育実

績が必要であることは言うまでもない。文学部・法学部の多くのスタッフの協力により、人文社会科学系の共同研究が組織的に開始された。その最初の成果は「教育研究学内特別経費」を受けて一九九六（平成八）年三月に中間報告書^[2]にまとめられ、一九九七（平成九）年三月には「熊本大学地域研究叢書」三冊本^[3]として九州大学出版会から出版された。

またこの時期に、法学研究科にとつて修士課程の定員充足が重大な関心事になると同時に、研究者養成型ではなく高度専門職業人養成型の修士課程改革が開始された。一九九四（平成六）年度から社会人特別選抜制度が設けられ、その翌年には昼夜開講制が導入された。これは社会人の再教育ニーズに応えるためだけでなく、定員充足による教育実績づくりのためでもあった。

さらに、博士課程を設置するためには、研究教育の実績に加えて、修了者に対する社会的需要を明らかにすることが大きな課題となる。修士課程の在学生・修了者および企業・団体を対象とする最初の本格的な社会的需要調査を行われたのは一九九五（平成七）年の一〇月から一月にかけてであった^[4]。この調査のためにも、早急に「地域社会文化研究科」の専攻・講座・教育研究分野を明確に組み立てる必要があった。この構想の全体を示した上で、構想が予定している人材養成に対する社会的需要の調査が実施された。

（3）「地域社会文化研究科」構想への厳しい反応

「地域社会文化研究科」は「現代地域社会論」と「比較地域

「文化論」という二專攻からなるものとして構想された³⁾、熊本―九州―東アジアという「地域」の視点から社会文化的課題に取り組む指導的な高度専門職業人の養成と社会人の再教育に重きをおく構想であった。

一九九六（平成八）年三月に、この構想について最初の文部省説明の機会が得られたが、文部省担当官からの反応には厳しいものがあった。「地域」概念がわかりにくい、「地域」については修士課程教育で十分ではないのか、熊本大学の地域研究の特色が見えない（たとえば九州大学「比較社会文化研究科」との違いはなにか）、教育方法の特色がよく見えない、確約に近いニーズがあるのかどうか疑問である、修士課程の実績が不足している、といった厳しい指摘がなされた。熊本大学の「地域」研究の特色を打ち出すことと確かに社会的ニーズを証明するために、一九九六（平成八）

であつた。説明を聞いても「地域」がわからない、「地域」概念の違いになぜそんなにこだわるのか、人材養成が問題である、これではまだ確かにニーズがあるとはいえない、先行の三大学でも修了者の就職事情は大変厳しいのだから、もっとデータを示してほしい、修士課程の実績がまだ少ない、修士課程修了者の実績のうえに博士課程は構想されるべきである、といった指摘がくり返されたのである。いずれも反論の難しい指摘であった。「地域」概念にこだわった私たちの説明は、前回の文部省担当官からの批評に応えて、熊本大学の「地域」研究の特色を示したつもりであったが、そのようには受け取られなかつた。そして最後には、自然科学研究科との総合は考えられないかという打診があつた。そのときには、文字通りさりげない打診のように思われた。

4 自然科学研究科との総合化の摸索

自然科学研究科との総合への打診が私たちになされた一週間によるデータを補強して、一九九六（平成八）年一月一五日⁴⁾に、再び「地域社会文化研究科」構想を文部省に説明する機会が与えられた。しかし今回も文部省担当官の対応は厳しいもの

とであつた。

「地域」なし「地域システム」概念を整備し、ニーズ調査によるデータを補強して、一九九六（平成八）年一月一五日に、再び「地域社会文化研究科」構想を文部省に説明する機会が与えられた。しかし今回も文部省担当官の対応は厳しいもの

による連絡会議と作業部会が設けられ、翌年一月には、総合化についての熊本大学の見解が取りまとめられた。人文社会科学系の研究科を設置したうえで四つの研究科の連携と協力のもとに総合化を目指すことにする、しかし現時点では組織的に望ましい総合化は困難である、というものであった。長期的視野に立つて総合大学院の可能性を具体的に検討することにし、教育の相互乗り入れと共同研究を早急に開始することになった。

一九九七年三月二一日に自然科学研究科を行った文部省折衝では、理工学研究科ではなく自然科学研究科であるためには、人文社会系や医薬系との組織的融合が必要だと示唆された。しかも総合化についての熊本大学の消極的な回答により、文系の大学院はしばらく凍結との発言もなされたという。⁽⁶⁾ 一九九七年（平成九年）年三月末に、学長から文系に対して自然科学研究科の改組を熊本大学として先行させるための協力要請があり、「物質・生命科学専攻」のなかで文学部と法学部から二科目ずつ授業協力が行われることになった。

従来の地域社会文化研究科の構想をなるべく活かし人文社会科学系の独立の教育研究の可能性を実質的に確保しながら、自然科学系との総合化をいかに構思したらよいか。これは難問であつた。それでも、熊本大学に人文社会科学系の研究科を单独で設置することが難しい以上、自然科学研究科のなかにまず独立専攻をつくり、つぎにそれを独立研究科に発展させるという段階論を考えざるを得なくなつた。「人間科学専攻」と「社

会・政策科学専攻」という二つの独立専攻を自然科学研究科の四専攻と並んで設置するという構想が作成されたものの、結局のところ熊本大学の内部においても総合化に向けた進展はなかつた。

一九九八（平成一〇）年一月に熊本大学で当時の大学改革推進室担当官の講演会が開催された。そのとき、自然科学研究科との総合化が無理であればあまり総合化にこだわらなくてもよい、という趣旨の発言がなされた。この発言は、独立研究科を構想する可能性が再び開かれるかも知れないと予感させるものであった。

5 区分制大学院（前期後期課程）への先駆的な取り組み

（1）独立の「社会文化研究科」（後期三年博士課程）への復帰

一九九八（平成一〇）年五月には、事務局との協議のなかで、自然科学研究科との総合化から人文社会科学系の独立研究科の構想へと立ち返ることが提言された。このときに、熊本大学としてその構想を支援するために、熊本大学大学院の将来構想のなかに、人文社会科学系の博士課程を位置づける必要があることが確認された。一九九八（平成一〇）年八月には熊本大学大学院等検討委員会によって「熊本大学大学院の基本構想」（中

間報告)がとりまとめられた。このなかで、人文社会科学系研究科が、自然科学研究科および生命科学研究科と並ぶ三本柱の一つとして熊本大学大学院全体の将来構想の中に正当に位置づけられるとともに、これが欠如していることが熊本大学大学院の致命的弱点であることが明らかにされた。(こうして再び、熊本大学の全体構想に裏打ちされながら、文系三学部(文学部、法学部、教育学部)を母体とする「社会文化研究科」(後期三年博士課程)の構想づくりが精力的に進められることになる。なお、このあと「社会文化」という言い方はわかりにくいため、指摘があり、研究科の名称は「人文社会科学系研究科」に変更されることになった。

(2) 区分制大学院構想の先取りの試み

一九九八(平成一〇)年九月には、後期三年博士課程構想についての事務局との協議のなかで、区分制大学院の設置構想を立てる必要があることが強く示唆された。自然科学研究科はすでに区分制大学院に移行していたが、先行の四大学の人文社会科学系の博士課程にはまだ区分制大学院に移行したところはなかった。最初から区分制大学院を構想することは、大学院整備の段階論に照らして考へるかぎり、一段階を飛ばして博士課程を構想することを意味していた。人文社会科学系の博士課程は原則として作らないと考えている文部省を説得しようというのであれば、政策を先取りしたわが国最初の構想を持つしていく必要がある、というのが事務局の戦略であつた。

区分制大学院の構想づくりが容易ではないことははじめから予想されたことであった。前期課程は「人文社会科学系研究科」の前期課程として構想されるだけではなく、学部教育と修士課程教育を継承するものとして構想される必要があつたからである。学部教育の継続的高度化、前期課程に特有の教育目的、後期課程との組織的整合性という三つの局面をふまえることは難しいものであった。しかも文系三学部(文学部、法学部、教育学部)の修士課程教育を全体として統一的に編成することは、これまで一度も考えられたことのないことがあった。しかし、熊本大学に人文社会科学系の博士課程を設置するためには、あえてこの新しい試みにも挑戦する必要があつた。いずれの学部でも、この試みを推進するためには新しい合意形成が必要であった。

一九九八(平成一〇)年の九月からから一月にかけて、区分制大学院の前期課程(修士課程)と後期課程(博士課程)の構想が作られた。これらの構想の実現を目指すことが、法学部教授会では一月一二日に、文学部教授会では一月一九日にそれぞれ決定されたが、教育学部教授会ではこれが否決された。したがって、この後、文学部と法学部の二学部を母体とした区分制大学院が構想されることになる。「国際公共政策専攻」と「国際文化政策専攻」という二専攻からなる後期課程の構想が一九九八年一二月に取りまとめられることになった。

(3) 博士課程（後期課程）の一専攻への絞り込み
しかし、事務局との協議のなかで一専攻を一専攻に絞り込む
ように強く示唆された。原則的には博士課程を作らないという
文部省にもつていくのであるから、確実に作れる完成度の高い
専攻を持つていく必要がある、というのがその理由であった。
しかも社会的ニーズがあるかどうかを第一に考えるべきだとい
う強い提言もあった。

一九九八（平成一〇）年一二月のうちに、「政策システム専
攻」のもとに、「公共政策形成講座」、「国際文化政策講座」、
「社会秩序形成講座」、「比較社会文化講座」の四講座が編成さ
れた。人材養成目標は、国際的視野を備えた地域の公共政策ブ
ランナー、国際的視野を備えた文化政策プランナーの養成であ
り、環境政策・文化政策における国際貢献を含むものであった。
事務局との協議の中で、まだ構想が未熟であることが指摘され
た。

一九九九年一月から三月にかけて、博士の学位に対する国内
的ニーズはないから、国際舞台で活躍する人材養成を目指すべ
きである、という事務局からの提案があった。これからしばらく
の間、博士課程で養成すべき人材像をどのように設定するか
について試行錯誤が繰り返されることになる。

一九九九（平成一一）年七月二二日には、博士後期課程には
「国際公共政策専攻」という一専攻が構想された。この専攻は
「法政策協力論講座」、「公共政策形成論講座」および「比較社

会システム講座」という三講座からなるものであった。

一九九九年九月にはこの区分割大院は「人文社会系研究科」と名づけられた。前期課程（修士課程）は、「二一世紀の成熟社会に向けた知の再構築—総合的な実践知を備えた高度専門職業人の育成のために—」というコンセプトのもとに、「法学専攻」（二二人）、「政策・人間学専攻」（一六人）、「文化専攻」（二二人）の二専攻が設けられることになった。それ
に対して、後期課程（博士課程）は、「国際公共政策専攻」（六
人）一専攻を第一段階で創設し、次の段階で「国際文化政策専
攻」を増設するという計画であった。とくに「国際公共政策専
攻」で養成されるのは、アジア発展途上国における法整備・法
学教育の担当者、国際協力の専門家、国際NGOの政策プラン
ナー、アジアとの連携による公共政策のプランナーなどであ
った。国際社会で諸外国の専門家と対等に議論する能力が求めら
れるこれらの専門家には、博士の学位が必要とされているとい
う認識によるものである。これらの人材養成目標は、熊本大學
の人文社会系の研究教育実績に基づくのではなく、国際舞
台で活躍する人材の養成という社会的需要対応型のものであ
った。相當に無理を余儀なくされた構想であったことは否定でき
ない。

(4) 区分割大学院構想の挫折

一九九九（平成一一）年一〇月一九日に、区分割大学院「人
文社会科学系研究科」構想について文部省説明の機会が与えら

れたが、文部省担当官の反応には厳しいものがあった。

区分制にするには実績がいる、一足飛びに区分制をとるのは難しい、区分制をとるために前期課程の専攻等が無理をしている、というのがそのおもな反応であった。もう少し具体的に言えば、前期課程の「政策・人間学専攻」にいう「政策」と「人間学」の結びつきがよくわからない、どういう人間を育てるのかわからない、「法学専攻」もバランスを欠き小さすぎる、また後期課程の「国際公共政策専攻」と前期課程の各専攻との結びつきもよくわからない、と言われた。このときに示唆されたのは、学部改組の年次進行に合わせて平成一三年度にまず修士課程改組を行い、博士課程の設置はその後に考えはどうか、ということであった。しかも、文部省担当官の考え方からうかがえたのは、人社系の博士課程は作らないわけではない、内容によって考へる、という基本的姿勢であった。博士課程を設置するには人材ニーズの安定的な見通しが必要である、人材ニーズには太い柱がいるという指摘もあった。教官定員の割には修士課程の学生定員が少ない、もつと修士課程の定員を増やしてはどうか、という示唆もあった。いずれの指摘も私たちの区分制大学院構想の大幅な見直しを迫るものであった。

(5) まず修士課程改組、つぎに博士課程設置へといふ戦略への転換

区分制大学院を構想することは、熊本大学の人文社会科学系の実績からみて現時点では飛躍しすぎるように思われた。後期

三年博士課程構想に立ち返るほうが博士課程の実現可能性は高いと確認できたと思った。文学部も法学部も、区分制大学院の設置は現時点では無理であることを認め、まず平成一三年度に修士課程改革を実現し、一四年度に博士課程の設置を目指すことにした。なお、修士課程の整備と定員増は博士課程設置に不可欠の前提のように思われた。

本稿の趣旨に照らして、各学部の修士課程改組案の構想づくりについては省略せざるをえないが、二〇〇〇年（平成一二）年の六月に、修士課程の改革構想について最終的な折衝が行われた後のことだけは触れておきたい。次の年につなげるため博士課程についても簡単な説明が試みられたときに、文部省の反応にはやや微妙なところがあった。平成一三年度設置の可能性も一割程度あるかもしれないというものが事務局の予測であった。急いで博士課程の基本構想をつくることになった。二〇〇〇年七月六日に事務局を通して文部省に提出されたのが「社会文化政策研究科」構想である。「国際共生政策専攻」（文化政策論講座と法政策論講座）と「地域公共政策専攻」（公共社会形成論講座と地域連携政策論講座）から編成されたもので、各専攻の入学定員は五人ずつであった。結果的には一割の可能性はなかつたものの、次年度につながる可能性を感じられたのは事実である。

6 「社会文化政策研究科」（後期三年博士課程）構想への取り組み

熊本大学の構想の特色を「政策」に求めながらも、研究科のコンセプトはかなり大きく変更されることになった。なによりも、熊本大学の文学部・法学部の教育研究実績を十分にふまえた構想づくりが課題になった。

二〇〇〇（平成一二）年一〇月に「社会文化政策研究科」構想が「文化資源学専攻」と「公共政策学専攻」の二専攻案として提示された。後者には「国際公共政策論講座」と並んで、「地域公共政策論講座」と「農村資源政策論講座」（連携講座）の組み合わせが構想されたことになった。この「社会文化政策研究科」の二専攻案は、二〇〇〇年一月の文部省説明に際してもそのまま継承された。「文化資源学専攻」には、文化・文化財保全の専門家の養成という人材養成目標を達成するためには、「文化資源分析論講座」とそれを理論的に基礎づける「文化形成論講座」が設けられた。それに対して、「公共政策学専攻」は、大きく二つの人材養成目標を掲げることになった。アジア諸国の法整備・法學教育の担当者養成を目指すのが「国際公共政策論講座」であり、地域政策のプランナーの養成を目指すのが「地域公共政策論講座」と「農村資源政策論講座」（連携講座）である。

この構想の中でも、「公共政策学専攻」は、国際公共政策系

と地域公共政策系の二つから構成されているという点で、まだ絞り込まれていなかつた。

7 「社会文化科学研究科」（後期三年博士課程）の設置構想

（1）最終案に向けた政策的選択

二〇〇〇年一月に文部省との折衝が開始されたが、二〇〇一年六月まで続く折衝の過程でつきのような政策的選択がなされていくことになる。すなわち、「社会文化政策研究科」から「社会文化科学研究科」への名称変更、国際公共政策系から地域公共政策系へのシフト、法科大学院と両立させるための調整、九州農業試験場（現在の「九州沖縄農業研究センター」）との機関連携の断念、「公共社会政策学専攻」の人材養成目標の絞り込み、である。

（2）「社会文化政策研究科」から「社会文化科学研究科」への名称変更

「社会文化」と「政策」を結びつけて研究科の名称にしたのは熊本大学の特色を出すためであったが、この名称は「文化学専攻」を含むにはあまりに特化されすぎではないかと思われたので、「社会文化科学研究科」に名称変更されることになる。その代わりに、「公共政策学専攻」は一般的過ぎることを考え、熊本大学の特色を出すために、「法・公共政策学専攻」という

名称が一時期用いられた。「法政策論講座」があつたからである。人文社会科学系の研究科は熊本大学の将来像の中の三本柱のひとつであるから、あまり特化していない名称が望ましいと考えられたこともある。

「文化学専攻」という名称は一貫して用いられてきたが、「法・公共政策学専攻」は、「法政策論」の解体に伴い最終的に「公共社会政策学専攻」に変更されることになる。公共政策学でも社会政策学でもない、「公共社会」の「政策学」という趣旨である。

二〇〇一(平成一二)年度に山口大学に「東アジア研究科」が設置されたことは私たちにとっても良い刺激になつた。どのような構想であれば、博士課程の設置が可能になるのかをみるための最新のモデルが与えられたからである。とくに博士課程の特色の出し方やカリキュラムの組み方などを山口大学から学ぶことができた。

(3) 國際公共政策系から地域公共政策系へのシフト

二〇〇〇年一月の構想では「公共政策学専攻」に「国際公共政策論講座」が設けられていたが、そのなかでも「比較法政策論」という教育研究分野のねらいはアジア諸国からの留学生を出身国の法學教育・法整備の担当者として養成することであつた。しかし、これに対する文部省担当官の批評は厳しかつた。国際系の研究科でも、国際公務員になる人はどの程度出ていると思うかと問われたが、これは国際公共政策をつくつても、

出口は難しいという趣旨であった。国際NGO・NPOの政策プランナーが人材養成目標に掲げられているのに対しても、そんなに出口がコンスタントにあるのかとも問われた。具体的な二点が明確だつたわけではないので、この疑問に答えることは難しかつた。

しかも、熊本大学にその実績があるわけではなかつた。文部省担当官からも、熊本大学の修士課程修了者の国際系の実績はどの程度あるのかと問われた。そのような実績のない熊本大学に、留学生を対象として法學教育の担当者の養成を目指す専攻を作ることはきわめて難しいと判断せざるをえなかつた。

二〇〇一年三月の構想でも「文化学専攻」と並ぶ「法・公共政策学専攻」のなかに「地域公共政策論」とともに「法政策論講座」が設けられていた。これは「比較法政策論」と「現代法政策論」という二つの教育研究分野からなつていて、九州大学が、広い意味でアジアの法整備支援をめざして「アジア法律センター」の設置を発表したことも、法整備支援にかかる博士課程の設置を断念するひとつのかつかけになつた。九州大学法學研究科修士課程には、すでに留学生特別コースが設けられ、英語による授業だけで修了可能になつていただけではない。このコースが博士課程にまで拡大することが予定されていた。そうであるとすれば、熊本大学の公共政策系の専攻は東アジアにおける国際協力系や国際公共政策系の人材の養成やアジアから留学生に対する法整備支援にではなく、地域の公共政策を構

築する地域政策プランナーの養成にもつと絞る必要があると思われた。

「法政策論講座」はもとと「地域」の政策法務に即して再構成される必要がある。しかし「地域」の公共政策系や政策法務を中心とした場合には、実績をふまえたものになる反面、なぜ修士課程教育では十分でないのか、なぜ博士課程教育でなければならぬのかといふ別の難問に出会うことになる。ところで「法政策論講座」の解体を決定づけられたのは、つきの法科大学院の設置との両立という政策的課題であった。

(4) 法科大学院と両立させるための調整

すでに一九九九（平成一二）年には法科大学院の設置が政策的に浮かび上がっていたので、本学部でもその設置構想が検討されてきていた。法科大学院の設置は博士課程の設置どとのようく調整されうるかが次第に大きな課題になってきた。法科大学院を作るには、法学系の多くの教員が専任教員として必要になる。実定法系の多くの教員が博士課程に参加すれば、法科大学院の設置はそれだけ難しくなるのは言うまでもない。

ふたつを両立させることは、法学系教員はおもに法科大学院を担い、政策系教員が博士課程を担当するというように棲み分けを考えるほかはない。したがって、博士課程に「法政策論講座」を配置することは断念されざるをえなくなる。実定法に関するかぎり、「地域公共政策論講座」の中には政策に関連の深い分野（行政法、社会保障法、国際法）だけが配置され、主要な実定

法分野は法科大学院の設置のために留保するという政策選択が避けられなくなつたのである。

文部（科学）省担当官からも、二〇〇〇年一二月と二〇〇一年三月に、熊本大学は法科大学院をどうするのかと問われた。その折には、法科大学院も設置したいので、法科大学院と両立できるよう博士課程の実定法の教員は最小限にとどめる、という趣旨の説明をした。

それでもこの時期には依然として「法政策論講座」の「比較法政策論」と「現代法政策論」という教育研究分野に、実定法系のかなりの授業科目が配置されていたので、このままで法科大学院の設置にひびくことが予想された。そこで法科大学院と両立させるために、「法政策論講座」を廃止するという政策的選択がなされることになったのである。

なお、熊本大学の政策系の専攻の特色のひとつは、「法と政策」研究に関連の深い法学系科目が配附されていることにあるから、その特色を専攻名にも表現できないかという問題があつた。二〇〇一年三月の時点でも、「法・公共政策学」専攻という名称が用いられたのはその問題への対応のためである。

(5) 九州農業試験場（現在の「九州沖縄農業研究

センター」）との連携の断念

他大学の博士課程には、多様な形で他の研究機関との連携があり、「地域公共政策論講座」の中には政策に関するかぎり、「行政法、社会保障法、国際法」だけが配置され、主要な実定

携という地域政策を考えるときには、農村政策がひとつの柱になることは十分考えられるからである。

文学部には農村社会政策論の担当者がいるし、法学部にも都市と農村のネットワーク論を担当できる教員がいるから、九州農業試験場との連携による連携講座を立ち上げることができれば、その連携協力によってフィールドワークを重視した農村政策教育が可能になる。農村計画論、資源評価論、資源利用論を三人のスタッフに担当していただくことにより、「農村資源政策論」という連携講座を設置することが私たちの構想であった。

しかし、農業部の無い熊本大学があえて九州農業試験場と連携する意味はなにかが問われた。熊本大学の内部に実績があり、スタッフがいて、その上で協力を得るということが大事である。農村政策が本当に重要であれば、熊本大学の内部にそのスタッフをそろえる必要がある、はじめに連携ありきのようにみえる、と言われた。無理な連携をしないで、自前でまず責任を持つてやれる分野で博士課程を立ち上げた方が良いという示唆があった。私たちは平成二年四月二三日の説明までは連携講座の必要性にこだわったが、自分たちの力量と実績を考えると、連携講座が認められる見込みはないと判断せざるをえなかつた。^(一)

(6) 「公共社会政策学専攻」の難産

① 人材養成目標の拡充とその裏づけ
「文化学専攻」は実績の強みからあまり踏み込んだ疑問にさらされなかつたのにに対して、「公共社会政策学専攻」は最後ま

で説明を求められ続けた。多様な出口があることはそれなりに理解できるものの、博士課程でなければならないという理由はよくわからない、地域への太い出入口をもつとデータで示してほしい、と言わぬ続けることになる。人材養成目標を明確にし、資料によつてそのニーズを示してほしいと言うのが繰り返された要請であった。この要請に応えるためには、あらためて人材養成目標の拡充とその裏づけを試みる必要があつた。二つのことが二〇〇一年二月から四月にかけて試みられた。

ひとつは「地域政策プランナー」の養成という人材養成目標の明確化である。そしてそのニーズを裏づけるために、地域政策のプランニングを担当している自治体職員やシンクタンク研究員、さらには地域の現場（NPOなど）で活躍している地域づくりのプロなどを対象に、社会的需要調査が重ねられた。もうひとつは、先端倫理の教育者・指導者の養成が目標として掲げられたことである。その証明のために、社会的需要調査が新たに行われることになった。

② 先端倫理の教育者・指導者という人材養成目標への厳しい反応

二〇〇一（平成二十三）年四月二三日の文部科学省（以下、文科省と略記。）折衝では、社会的需要調査の結果を携えて、人材養成目標として、地域公共政策の「プランナー」と並べて先端倫理の教育者・指導者の存在を強く打ち出すことになつた。医療、看護、環境、情報など多様な分野で高度な倫理問題が発生し

ているのに、このような先端倫理の専門家はまだ育成されていない、このような人材は博士課程の出口になりうる、というのが私たちの予想であった。そこで専門委員会は、環境倫理や生命倫理に関する教育者がこれからますます求められるという予想のもとに、それを明確に人材養成目標に掲げると同時に、それを裏付けるためのニーズ調査を試みたのであった。^③

しかし、先端倫理の教育者養成を大きく打ち出したことに対して、文科省担当官からは予想外の反応が示された。ひとつは、研究者養成を目指しているのではないかという強い危惧が表明されたこと、もうひとつは、「公共社会政策学専攻」のなかに先端倫理を大きく組み入れたことへの強い疑問が提示されたことである。キーワードは地域政策ではないのか、政策で整理したらどうか、という示唆があった。この時、「公共社会政策学専攻」一講座案も示唆された。医療・看護・環境・福祉・情報・技術などに関わる先端倫理に関する教育はそれぞれの専門分野でやる必要がある、人文社会系の博士課程がもっぱら先端倫理教育を独占して担わねばならないものではない、というのが文科省担当者の考え方のようであった。

こうして、設置構想の最終段階においても、「公共社会政策学専攻」は地域公共政策系の高度専門職業人の養成を太い柱にするという人材養成目標の特化が求められたのである。

③ 構想についての最終的な詰め
入学定員一二人は多すぎるから、もつと絞った方がよい、連

携講座は力をつけてからにしてはどうか、授業科目も絞り少数精銳でやるのがよいという示唆があった。修士課程を改組した直後になぜ今なのか、なぜ平成一四年度設置なのかの説明もあらためて求められた。

さらに、人材養成目標のより一層の明確化が求められたのに対応して、文科省説明でもこれまでの説明をさらに整理することにした。その際に、社会的ニーズを厳しく予測することにより、入学定員は各専攻四人、計八人に絞り込まれることになった。

二〇〇一（平成一二）年六月一三日にも、これまでの人材養成目標がさらに整理されたが、「公共社会政策学専攻」の人材養成目標として、地域の公共政策の企画・立案・実施を担う指導的人材と並んで、地域の医療・看護・福祉等の公共政策分野における教育者・指導者の養成が提示されたままであった。先端倫理の教育者や医療・看護の現場における指導者も、まだ人材養成目標に挙げられていた。しかしながら、地域政策と先端倫理の関係が問われるとともに、地域政策系にもつと絞り込むことが求められた。地域政策系と先端倫理系という二つの出口を並べるのではなく、明瞭な人材像を結ぶ地域公共政策系に特化して専攻を立ち上げる必要があるという明確な政策的意図が示されたといつてよい。

そこで、二〇〇一（平成一二）年六月一八日に提出した補足説明書のなかでは、先端倫理の教育者・指導者の養成は「公共

社会政策学専攻」の入材養成目標からはずされた。ただ、このことは先端倫理の教育者・指導者を入材養成目標として明示しないということであつて、地域公共政策を理論的・価値的・倫理的に基礎づける倫理科目群は、公共社会形成論講座にこれまでと同じように配置されている。地域政策を中心とする専攻であることと明確にすることが求められたことに応えたものである。

二〇〇一（平成一二）年七月二十四日にも補足説明書が提出されたが、その目的のひとつは、高度専門職業人の養成をめざす教育課程の考え方と特色を明確にすることであり、もうひとつは、熊本大学に博士課程を設置する必要性をあらためて説明することであった。

同年一〇月一八日の設置審の「面接審査」に向けてこれまでの回答があらためて整理された。「文化学専攻」の入材養成目標は、地域の文化的・政策的課題を的確に解決しうる指導的人材に、「公共社会政策学専攻」のそれは地域の公共政策的課題に的確に解決しうる指導の人材に、それぞれ特化された。「文化学専攻」の人材養成を直接的に担うのが文化資源論講座であり、それを理論的・倫理的・制度的に基礎づけるのが公共社会形成論講座であるといふことになる。

8 おわりに

大学院の整備充実という政策的な追い風はあつたものの、人文社会科系の博士課程については大学審議会の答申も文部（科学）省担当官の見方も厳しいものであった。人文社会科系の人材養成ニーズの厳しさは依然として続いているから無理もなかつたといふことができる。それにもかかわらず、独立行政法人化を平成二六年度に控えたこの時期に、しかも文学研究科と法学研究科が改組の完成年度を迎える一年前に、博士課程の設置が認められたことは幸いなことであった。これによつて、すでに以前に修士課程を修了している社会人の博士課程教育シーズに応えることができるだけでなく、法学研究科の最初の一

ある人社系博士課程の制度設計小史

年在学コース修了者が平成一四年度に設置される博士課程にひき続き進学することができるからである。

最後に、社会文化科学研究科の設置のために実に多くの関係者の方々にご尽力とご協力を賜ったことに対し厚く御礼申し上げたい。人文社会科学系の博士課程をもつ先行の各大学には、専門委員会委員がお訪ねして、博士課程設置に必要な事柄を教示いただいたことが少なくなかった。また、自治体・企業・大学・NPOなどの諸機関・組織、社会人を含む修士課程修了

者・在学者の方々には、アンケート調査およびヒアリング調査へのご協力をいただいた。熊本県と熊本市には、博士課程設置の要望書を提出していただいた。私たちの力不足で実現には至らなかつたが、旧九州農業試験場（現在の九州沖縄農業研究センター）には機関連携に積極的に対応していただいた。学長、事務局長はじめ事務局の方々、文・法学部の学部長・事務長の惜しみないご尽力によって設置に至つたことがあらためて想起される。これらの方々に厚くお礼申し上げたい。

構想づくりで苦労を共にしてきた文・法学部の専門委員会委員および共同研究に参加していただいた同僚の面々とは、博士課程の創設をともに喜びたいと思う。

私自身、あらためて博士課程の設置に至るまでの経過をたどりながら、専門委員会委員の一人としてあまりにも長い時間を費やしたという思いを禁じえないが、人文社会科学系の専門分野や博士課程の理念・目的について専門委員会の議論から学ん

だことが少くなかった。それに、大学の制度づくりのプロセスを経験したことは幸いであったと思う。

この四月から、社会文化科学研究科の博士課程教育がはじまる。これからよいよ教育研究の貢献と実績が問われることになる。設置にご協力いただいた方々には、今後ともご支援とご鞭撻を心からお願い申し上げて、筆を擱くことにする。

（1）文学部と法学部の協議により、博士課程の設置委員会の委員長

と専門委員会の委員長は同一学部から出さないこと、設置専門委員会の委員長と副委員長は二年ごとに文学部と法学部で交代することが取り決められていた。私は、換算してみると専門委員会の委員長を4年、副委員長を4年務めたのに加えて、平成二三年四月から一〇月までは、法学部長として設置委員会副委員長と専門委員会の委員長を兼ねる変則的な状態にあった。したがって、今回とりまとめた内容は、初期の頃を除き、私が専門委員会の委員長または副委員長として経験したことがほとんどである。証言としてのゆがみは避けられないが、設置までのおおまかな動きを記録しておくことも意味があると考えた次第である。

（2）熊本大学人文社会科学系大学院博士課程設置委員会「国際統合

の進展のなかの「地域」に関する学際的研究」（平成八年三月）参照。なおこの中期報告書には七三人の教員が原稿を寄せている。

（3）清正・丸山・中村編「現代の地域と政策」（九州大学出版会、

(博士課程) 設置計画概要 平成一二年四月二三日】を参照。

一九九七年」、工藤・金原・森編「東アジアの文化構造」(同上)、常葉・古賀・鈴木編「国際社会の近代と現代」(同上)を参照。

(4) 「熊本大学人文社会科学系大学院博士課程設置構想に関するアンケート調査(調査報告書) 平成八年二月」を参照。なお、おもに修士課程改革のために実施されたアンケート調査報告書である「修士課程改革構想および博士課程新設構想に関する「アンケート調査(報告書)」(平成一二年三月)にも、博士課程修了者へのニーズに関する部分がある。

(5) 資料「調査3 自治体・高等学校・企業等へのヒアリング調査、調査4 東アジア進出企業へのヒアリング調査および統計資料調査 平成九年二月一二日」を参照。

(6) 当時自然科学研究科長として文部省折衝に当たつていた甲斐文朗氏の証言による。

(7) この最終報告「熊本大学大学院の基本構想」は一九九九年四月に出された。

(8) 私たちの力不足で旧九州農業試験場と組織的に連携することはできなかつたが、農業や畜産の重要な九州における地域政策研究、とりわけ農村政策研究にとつては、旧九州農業試験場のスタッフとの共同研究の必要性と可能性は小さくないと考えられる。

(9) 「先端倫理に関する指導的職業人・教育者に対する需要調査結果の概要」および「博士課程設置構想(地域公共政策関連)に関するアンケート調査」、「博士課程設置構想(地域公共政策関連)に関する議論者ヒアリング」については、「社会文化科学研究科